

一般社団法人東京都老人保健施設協会

会長 平川 博之 殿

東京都福祉保健局長

佐藤 智秀

(公印省略)

令和5年度介護職員等によるたんの吸引等実施のための研修事業
(不特定多数の者対象)の実習先の確保について(依頼)

平素より、東京都の福祉行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

東京都では、医療や看護との連携の下、介護職員による医療的ケアが安全確実に行われるよう、平成23年度から「介護職員によるたんの吸引等の実施のための研修」を実施しております。

本研修カリキュラムは、講義(50時間)、演習及び実習により構成されており、講義及び演習は教室で行うことが出来ますが、実習につきましては、実際にたんの吸引及び経管栄養が必要な御利用者が入所されている施設などにおいて、御利用者の同意をいただいたうえで、各施設の御理解御協力のもとで受講生を受け入れていただく必要があります。特別養護老人ホーム等に所属する介護職員の多くは各所属先での実習が可能ですが、勤務先にたんの吸引及び経管栄養が必要な御利用者がいない場合や、グループホームなどに勤務する介護職員で指導看護師の確保が困難な場合などにあっては、実習先の確保が困難な状況にあります。

つきましては、本研修事業の円滑な実施に向けて、本年度も引き続き都内の介護療養型医療施設等に御協力いただけますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 研修事業の概要

(1) 基本研修

ア 講義50時間

イ シミュレーターを使用した演習

- ・ たんの吸引「①口腔」「②鼻腔」「③気管カニューレ内部」それぞれ5回以上
- ・ 経管栄養「④胃ろう・腸ろう」「⑤経鼻」それぞれ5回以上
- ・ 救急蘇生法1回以上

ウ 受講生に対する評価

(2) 実地研修

ア 実習内容及び所要回数

- ①口腔内たん吸引(10回以上)
- ②鼻腔内たん吸引(20回以上)

- ③気管カニューレ内部のたん吸引（20回以上）
- ④胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養（20回以上）
- ⑤経鼻経管栄養（20回以上）

イ 受講生に対する評価

2 実習先への依頼内容

本年度募集枠490名のうち30名程度について実習先としての御協力をお願いいたします。

(1) 依頼内容

- ・受講生の貴施設内立ち入り及び施設利用
- ・実習に御協力いただく御利用者への、実習内容の説明及び同意
- ・指導看護師による、実習生への喀痰吸引等行為の実地指導及び評価判定
- ・実習先の指導看護師の方については、東京都で主催する指導者講習会に参加いただき、指導及び評価方法を事前に学んでいただきます（第1回研修時実施9月初旬頃、第2回研修時実施12月頃開催予定・延2日間）。

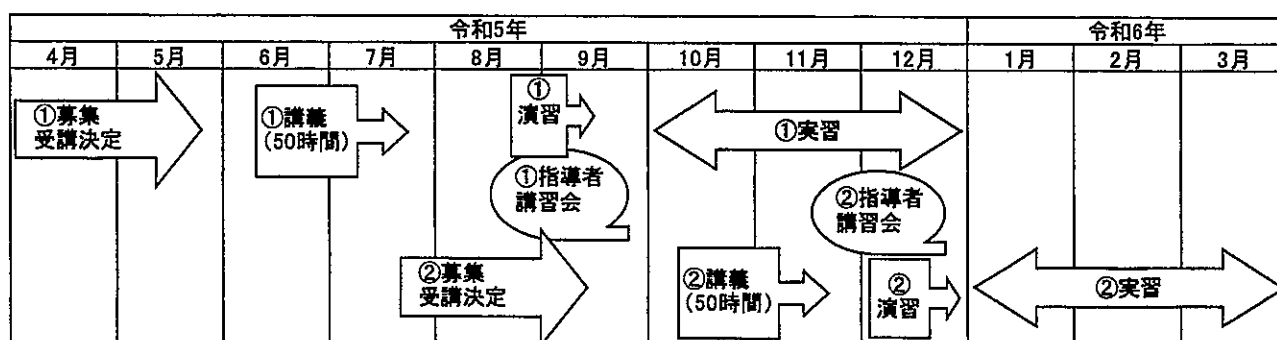
(2) 実地研修を行う行為

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第54号）が公布され、平成27年度より上記1（2）ア③及び⑤の2行為が第二号研修に追加されましたが、対象者が少ないため、従来同様上記1（2）ア①、②及び④の3行為とします。

(3) その他

- ・本研修事業は、東京都が公益財団法人東京都福祉保健財団に委託実施しており、実地研修の実施に際しては、万一に備えて傷害保険に加入のうえ受講生を派遣します。
- ・実習を受け入れていただいた施設には、実習指導及び評価判定に対する謝礼を支払います。
- ・医師の文書による指示並びに医師及び看護師による指導助言に基づき、実習に御協力いただく御利用者の安全を第一に行うものとし、実習予定日の御利用者の体調に十分配慮して、安定した日時に行うよう配慮します。

《スケジュール》 募集人員 第1回245名、第2回245名予定
実習期間は概ね3か月以内



※ 本制度概要や研修内容の詳細については、下記担当者宛てにお問い合わせいただければと思います。

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課
介護人材担当 担当 寺田、中嶋、鈴木
電話 03-5320-4267（直通）

令和5年度介護職員等によるたんの吸引等に係る研修事業について

1 研修内容

(1) 【施設系研修／不特定多数の者】

- （講義50時間＋演習3日間）＋実地研修（①は10回、②～⑤は各20回）
- 「①口腔②鼻腔③気管カニューレ④胃ろう又は腸ろう⑤経鼻経管栄養」

(2) 実地研修を行う行為

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第54号）が公布され、平成27年度より上記（1）③及び⑤の2行為が第二号研修に追加されましたが、対象者が少ないため、従来同様上記（1）①、②及び④の3行為とします。

2 研修時期及び規模（予定）

(1) 【施設系研修／不特定多数の者】

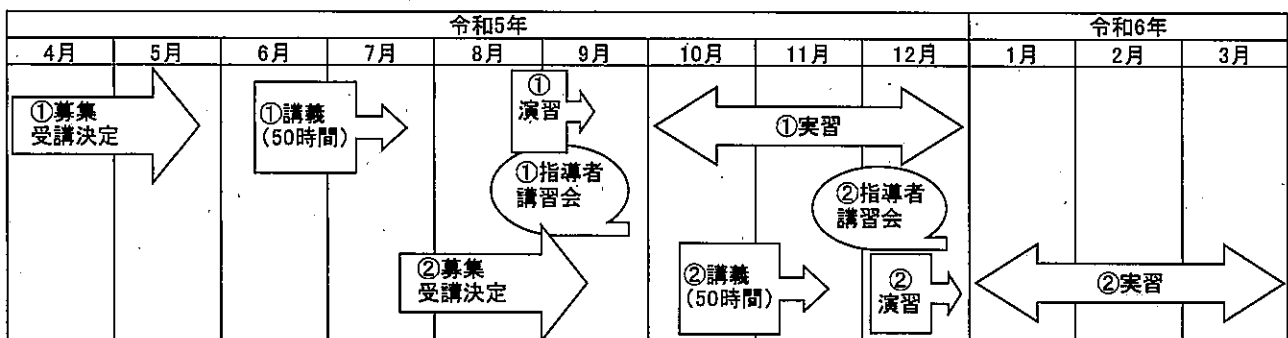
①第1回

- 4月募集→6月～12月研修実施（講義・演習・実習）
- 受講者数；245人

②第2回

- 7月募集→10月～3月研修実施（講義・演習・実習）
- 受講者数；245人

《スケジュール》 実習期間は概ね3ヶ月以内



3 実地研修受入施設（案）

法人名	施設名	事業種別	R5受入依頼(案)			過去受入数			
			第1回	第2回	合計	R1	R2	R3	R4
医療法人社団 永生会	永生病院	介護医療院	令和4年度研修申込者を優先して依頼(10名程度)	20名程度依頼	-	4	0	0	0
医療法人 永寿会	陵北病院	介護医療院				4	0	0	3
社会福祉法人 信愛報恩会	信愛病院	介護療養病床				4	2	5	4
医療法人財団 利定会	大久野病院	介護医療院				4	2	1	4
医療法人財団 光善会	青戸こはるびの里	介護老人保健施設				3	0	0	0
公益社団法人地域医療振興協会	老人保健施設千束	介護老人保健施設				3	0	9	0
医療法人社団 明生会	セントラル病院	介護療養病床				3	3	7	5
医療法人社団 愛育会	介護老人保健施設清らかの里	介護老人保健施設				-	0	0	0
計			10	20	30	25	7	22	16

(人)

介護職員等によるたんの吸引等に係る研修事業

令和5年4月19日

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正

これまで、当面のやむを得ず必要な措置（実質的違法性阻却）として、特別養護老人ホームや訪問介護などにおいて介護職員等によるたんの吸引及び経管栄養が行われてきたが、法的に位置づけるべきという課題があった。それを受け、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正が行われ、平成24年4月から医療や看護の体制を十分整えたうえで介護職員が一定の研修を受けることにより、適法な状態の下で業務として行えることとされた。

介護職員等によるたんの吸引等の制度

1 実施可能な行為

- ◆医師の指示の下で、日常生活を営むのに必要な次の行為（特定行為）
 - たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
 - 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）

2 認定特定行為業務従事者

- ◆特定行為を行う介護職員は、都道府県知事の認定を受けなければならない
 - 認定要件
 - ・法に規定される研修を修了した者
 - ・平成24年3月まで、厚労省医政局長通知に基づきたんの吸引等を行っていた者で、知事が知識・技能を認めた者（経過措置）

3 登録特定行為事業者

- ◆事業の一環として、認定特定行為業務従事者に特定行為を行わせる場合は、事業所ごとに都道府県知事に登録をしなければならない（介護施設、障害者支援施設、在宅サービス等）【医療機関は対象外】
 - 登録要件
 - ・医師、看護職員等の医療関係者との連携確保
 - ・記録の整備、その他安全かつ適正に実施するための措置
 - ・都道府県知事が指導監督

令和5年4月現在2,080事業所
(不特定1,061所、特定1,073所)
《うち特養411所／都内全580所》

介護職員等によるたんの吸引等研修

【施設系研修／不特定の者を対象】＝（講義50時間＋演習3日間）＋実習

- ◆特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型グループホーム及び有料老人ホーム等の入居者施設において、医療的ケアが必要な利用者を受け入れるだけの認定特定行為業務従事者が配置できるよう、一定数を養成する。
 - 【実習内容】①口腔内たん吸引（10回以上）、②鼻腔内たん吸引、③気管カニューレ内部のたん吸引、④胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養（各20回以上）※1行為以上を実施

【在宅系研修／特定の者を対象】＝（講義＋演習＝9時間）＋実習

- ◆医療的ケアが必要な利用者に対応できるよう、継続して個々の利用者の在宅での実習等を実施する。
 - 【実習内容】個々の利用者の医療的ケアについて、指導看護師の評価により問題ないと判断されるまで実施

令和元年度研修修了 2,169人組（不特定516人、特定1,653組）
令和2年度研修修了 1,431人組（不特定346人、特定1,085組）
令和3年度研修修了 1,665人組（不特定405人、特定1,260組）
令和4年度研修修了 1,598人組（不特定327人、特定1,271組）
令和5年度研修計画 2,900人組（不特定490人、特定2,330組）

※登録研修機関《令和5年4月現在》
第一号:19機関、第二号29機関、第三号:40機関（計重複除き64機関）

研修の実施

市内の事業所において、法に基づく喀痰吸引等のケアが適切に実施されるよう、一体的な体制を構築する。

【必要な体制】

- 研修の実施
- 特定行為事業者の登録等受付
- 特定行為業務従事者の認定等受付

公益財団法人 東京都福祉保健財団
へ事業委託

介護福祉士の資格取得方法の見直しに伴う研修の取扱い

- ◆実務経験ルートで、平成28年度以降、国家試験を受験し資格取得する者
⇒実習のみ受講
- ◆養成校ルートで、新たな介護福祉士養成カリキュラムで医療的ケアの科目を履修した者
⇒実習のみ受講
- ※平成27年度までの資格取得者
・実務者研修受講者は実習のみ受講
・実務者研修未受講者及び改正前の養成カリキュラムの下で養成校を卒業した者は、講義・演習・実習を受講（医療的ケアの科目の履修がないため）

【参考】施設等への依頼文（案）

4 福保高介第〇〇〇号

令和4年 月 日

医療法人社団 〇〇会
〇〇病院 院長 殿

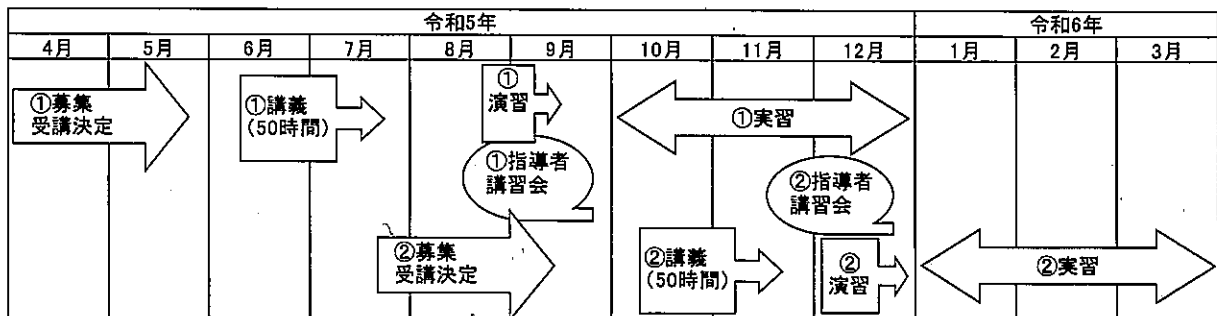
東京都福祉保健局高齢社会対策部長
花本 由紀

令和5年度東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業
（不特定多数の者対象）に係る実地研修受講者の受入について（依頼）

平素より、都の介護保険事業に御協力を賜り、誠にありがとうございます。
標記の件について、勤務先事業所において実地研修することが困難な受講者につきまして、
昨年度に引き続き、貴事業所において当該受講者の実地研修を実施していただきたくお願い
申し上げます。

記

- 1 受入受講者数
各回〇名（〇名×2回）
- 2 実地研修における指導者等
指導看護師の方に実地研修における指導及び評価等をお願いします。新規の指導看護師
の方につきましては、別途指導者講習会を受講していただきます。
- 3 研修スケジュール
（1）第1回4月募集 6月～12月研修実施（講義・演習・実習）自施設での実習のみ行う
（2）第2回4月募集 10月～3月研修実施（講義・演習・実習）
※ 実習期間は概ね3ヶ月以内



<担当>

東京都福祉保健局高齢社会対策部
介護保険課介護人材担当 寺田、中嶋、鈴木
電話03-5320-4267